

# 青森県報

第三千八百八十八号

平成二十六年  
八月二十九日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による医療機関の指定……………(健康福祉課) ……一
- 身体障害者福祉法による医師の指定……………(障害福祉課) ……一
- 家畜体内受精卵移植講習会の開催……………(畜産課) ……一
- 保安林の指定予定……………(林政課) ……二
- 保安林の指定解除予定……………(同) ……二
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(河川砂防課) ……三

### 公 告

- 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課) ……三
- 建設業者の許可の取消し……………(東青地局) ……三
- 右 同……………(西北地局) ……四
- 出先機関……………(同) ……四
- 道路の位置の指定……………(下北地局) ……四

## 告

## 示

青森県告示第六百三十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助

のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十六年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名 称   | 所 在 地          | 年 指 月 日 定   |
|-------|----------------|-------------|
| はら眼科  | 五所川原市中央一丁目四〇の二 | 平成<br>六・七・二 |
| めぐみ薬局 | 五所川原市中央一丁目四〇の三 | 六・七・一       |

青森県告示第六百三十八号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十六号)第五条の規定により告示する。

平成二十六年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

| 氏 名  | 勤 務 所 在 地 等               | 診 療 科 目                    | 年 指 月 日 定   |
|------|---------------------------|----------------------------|-------------|
| 千葉 大 | 八戸市立市民病院<br>八戸市大字田向字毘沙門平一 | 総合診療科(ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害) | 平成<br>六・九・一 |

青森県告示第六百三十九号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催するので、青森県家畜人工授精講習会等開催要綱(昭和五十六年十二月青森県告示第十五十七号)第一条第二項の規定により告示する。

平成二十六年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催期間

平成二十六年十一月四日から同月二十七日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

二 開催場所

地方独立行政法人青森県産業技術センター畜産研究所（上北郡野辺地町）

三 講習人員及び受講対象者

十五人以内。ただし、牛について家畜人工授精講習会修業試験に合格した者又は家畜人工授精師の免許を有する者に限る。

四 対象家畜

牛

五 受講申請手続

受講希望者は、受講願書に係る書類を添えて平成二十六年十月十四日までに所轄の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所長に提出すること。

六 その他

1 受講願書の用紙は、青森県農林水産部畜産課、所轄の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所で交付する。

2 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課、所轄の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所に問い合わせること。

青森県告示第六百四十号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十六年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

平川市切明蛭沢一七の一、一七の七、切明坂本一三八の一

二 保安林指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び平川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第六百四十一号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十六年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 (一) 解除予定保安林の所在場所

むつ市大畑町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(三) 保安林を解除しようとする理由

道路用地とするため

二 (一) 解除予定保安林の所在場所

むつ市大畑町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(三) 保安林を解除しようとする理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備えて縦覧に供する。)

青森県告示第六百四十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三條第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同條第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び中南地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

川崎急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱五号と標柱六号を結んだ線は県道蔵館大鱈線官民地境界とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

|      |         |     |     |         |
|------|---------|-----|-----|---------|
| 標柱番号 | 市町村名    | 大字名 | 字名  | 地番      |
| 一    | 南津軽郡大鱈町 | 宿川原 | 川崎  | 五<br>二二 |
| 二    | "       | "   | 鶴ヶ鼻 | "       |
| 三    | "       | "   | "   | "       |
| 四    | "       | "   | "   | "       |
| 五    | "       | "   | "   | 一三      |
| 六    | "       | "   | 川崎  | 一の<br>一 |

公 告

特定非営利活動促進法第二十五條第五項において準用する同法第十條第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五條第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同條第五項において準用する同法第十條第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十六年八月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人E.C.O.リパブリック白神

三 代表者の氏名

太田 浩幸

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字百石町五七

五 定款に記載された目的

この法人は、世界自然遺産白神山とそれを取り囲む都市住民に対し、環境教育やその他の環境に関する事業を行い、未来を担う子どもたちのために美しい自然を愛でる心を伝えていくことを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九條第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九條の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社タケフ建工

二 代表者の氏名 舘山 幸子

三 主たる営業所の所在地 青森市花園二丁目三三の五

- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第一五二二四号
- 五 取消年月日 平成二十六年七月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
防水工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十六年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 ツルヤ塗装
- 二 氏名 鶴谷 國彦
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市字下平井町一六八
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第四〇〇二六二号
- 五 取消年月日 平成二十六年七月二十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十六年七月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

下北地域県民局告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、下北地域県民局地域整備部及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年八月二十九日

下北地域県民局長 武 田 志 郎

| 位 置            | 延 長       | 幅 員      | 指 定 年月日       |
|----------------|-----------|----------|---------------|
| むつ市横迎町二丁目二六五の一 | 一〇・四三メートル | 六・一〇メートル | 平成<br>二六・八・一九 |

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭